

東温市エネルギー価格高騰対策  
中小零細企業応援給付金支給事業  
FAQ

東温市

## 目 次

<b>1. エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金について</b> .....	1
Q1 エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金の内容は。 .....	1
Q2 Q1 エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金の対象は。 .....	1
Q3 交付要綱で定める給付対象要件（給付対象者）とは。 .....	1
Q4 交付要綱で定める給付対象要件（交付要件）とは。 .....	2
Q5 会社以外の法人とは。 .....	3
Q6 農林漁業者も対象になるか。 .....	3
Q7 売上とは。 .....	3
<b>2. 応援給付金の支給対象について</b> .....	4
Q8 エネルギー価格とは、具体的にどのような費用か。 .....	4
Q9 R5 年～R7 年の物価高騰対策事業の受給者は対象外とのことだが、支援金を受給できるにもかかわらず受給しなかった事業者は対象となるのか。 .....	4
Q10 市内に本社を有する中小企業者等で、市内に事業所を持たず、もっぱら市外のみで事業展開している場合は、応援金の対象となるか。 .....	4
Q11 売上げとは、事業ごとの売上げか、それとも全事業の売上げか。 .....	4
<b>4. 応援金給付金支給事業の受付審査について</b> .....	4
Q12 給付要件の「売上の下限」を確認する書類は具体的に何を想定しているか。 .	4
Q13 指定管理者や第三セクターは応援金支給の対象となるか。 .....	4
Q14 「個人事業主の不動産収入を売上として計上できない理由はなぜか。 .....	4

## 1. エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金について

Q1 エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金の内容は。

A 燃料等エネルギー価格の高騰や不安定な経済状況の影響により、厳しい経営状況にあっても事業の継続に向けて取り組む、市内中小零細企業を支援するため、市が応援給付金を交付します。

Q2 Q1 エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金の対象は。

A 東温市エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める給付対象要件に合致するもの。

Q3 交付要綱で定める給付対象要件（給付対象者）とは。

A 申請日時点において、東温市内に本社・本店を有する法人及び同日に東温市内に住所を有する個人事業主。

○法人の本社、本店とは、履歴事項全部証明書における本店を指します。

○個人事業主は、住民票の住所が東温市内にあることが必要です。

○中小企業基本法に定める中小企業者に加えて、医療法人、農業法人、NPO 法人など、会社法に規定する会社以外の法人についても幅広く対象とする。

### 【対象外】

(1) 令和5年度～令和6年度の「地方創生臨時交付金」を活用した市の事業者向け支援金及び給付金（※）を受給した事業者又は令和7年度の「貨物自動車運送事業者応援給付金」を受給した者

※「障がい者福祉施設等物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

「高齢者福祉施設等物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

「医療機関等物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

「農業収入保険加入促進支援事業(R5)」

「畜産配合飼料価格高騰対策支援事業(R5)」

「農業者燃料価格等高騰対策応援給付金支給事業(R5)」

「市立保育園施設物価高騰対策応援給付金支給事業（R5/R6）」

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団又は暴力団員と関係がある場合等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（た

だし、同項第 1 号の一部（料理店）及び第 5 号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第 2 条第 5 項の性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う中小零細企業者

(3) 国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 の公共法人（※ 5）

※ 5 法人税法別表第 1 に掲げる団体等

株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

(4) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項の政治団体

(5) 宗教上の組織若しくは団体

(6) 大企業及びみなし大企業（※）

※：みなし大企業は次のいずれかが対象となります。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

(7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、応援給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

Q4 交付要綱で定める給付対象要件（交付要件）とは。

A (1) 令和 6 年度決算（法人においては直前の決算年度）において、前年度又は前々年度と比較して水道光熱費及び燃料費が増加していること。

(2) 比較対象年度を含む年間売上(※)が、法人 240 万円以上、個人事業主 120 万円以上であること。

(3) 市税等を完納していること（督促料、延滞金を含む）。

法人税、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水分担金について、未納がないことをご確認下さい

- (4) 令和5年12月31日以前に創業していること。
- (5) 応援給付金を事業活動等の充実に活用し、将来に向かって事業活動に取り組んでいるもの。
- (6) 応援給付金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。

※「売上」とは、確定申告書類等で事業収入として計上するものを指します（収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません）。なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。

Q5 会社以外の法人とは。

A 医療法人、農業法人、NPO法人などを想定しており、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。

- ①出資の総額（※）が3億円以下であること。
- ②出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- ③主たる事務所の所在地が、市内にあること。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

Q6 農林漁業者も対象になるか。

A 税務申告をした農林漁業者が対象になります。

ただし、Q3〔対象外〕に含まれないことを確認して下さい。

Q7 売上とは。

A 確定申告書類において事業収入として計上するものを指します（収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません）。なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。

## 2. 応援給付金の支給対象について

Q8 エネルギー価格とは、具体的にどのような費用か。

A 「光熱水費」及び「燃料費」を想定しています。

事業所の決算書類において資料に記載のある「光熱水費」及び「燃料費」が対象です。「ガソリン代」などを「消耗品」や「車両維持費」等に計上している場合は、可能な限り台帳等で確認を行い、確認ができない場合は、該当費目全体で判断する。

Q9 R5 年～R7 年の物価高騰対策事業の受給者は対象外とのことだが、支援金を受給できるにもかかわらず受給しなかった事業者は対象となるのか。

A 当該事業者は、対象とする。

Q10 市内に本社を有する中小企業者等で、市内に事業所を持たず、もっぱら市外のみで事業展開している場合は、応援金の対象となるか。

A 対象となります。

Q11 売上げとは、事業ごとの売上げか、それとも全事業の売上げか。

A 全事業の売上げが対象。

## 4. 応援金給付金支給事業の受付審査について

Q12 給付要件の「売上の下限」を確認する書類は具体的に何を想定しているか。

A 「法人税確定申告書」、「法人事業概況説明書」、「所得税確定申告書第一表」、「青色申告決算書」等、にて確認をします。

Q13 指定管理者や第三セクターは応援金支給の対象となるか。

A 指定管理者や地方自治体が出資又は出えんを行っている第三セクターは、原則として応援金の支給対象とはしない。

Q14 「個人事業主の不動産収入を売上として計上できない理由はなぜか。

A 個人事業主が不動産の貸付けを事業として行っている場合など、事業所得として確定申告している場合は売上として計上できます。しかし、不動産収入として確定申告を行っている場合は「事業による収入」ではないため売上として計上できません。